

第2章

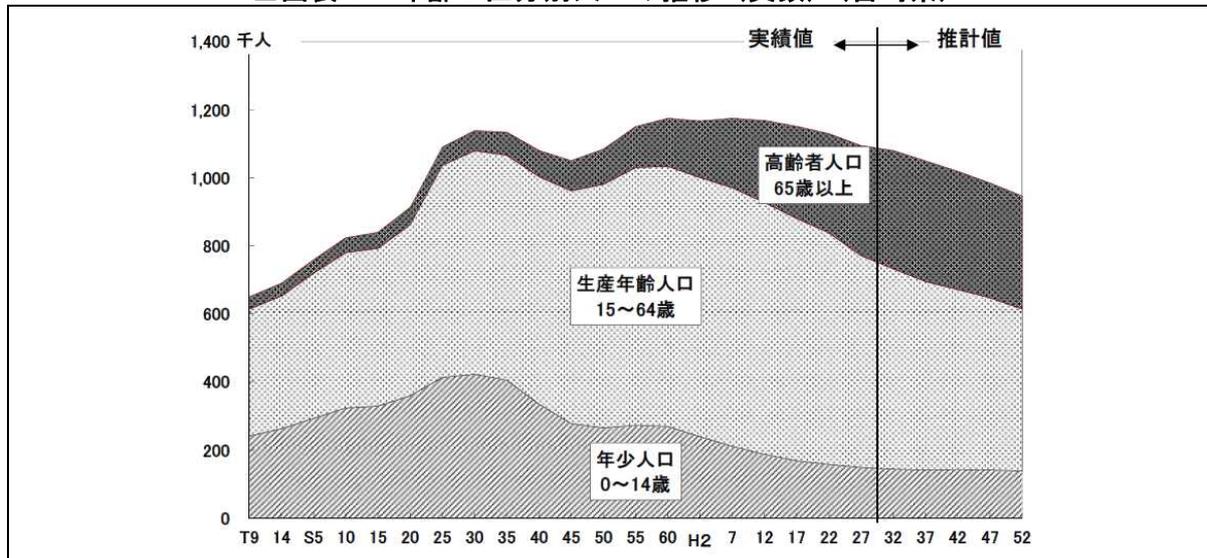
計画策定の背景

1 男女共同参画をめぐる社会の状況

(1) 人口減少、少子高齢化

- 本県の人口は、平成8年（117万7千人）をピークに、減少傾向にあります。また、65歳以上人口は、昭和40年の7万7千人から平成27年には32万3千人と約4倍に増加しており、全国より早く高齢化が進んでいます。

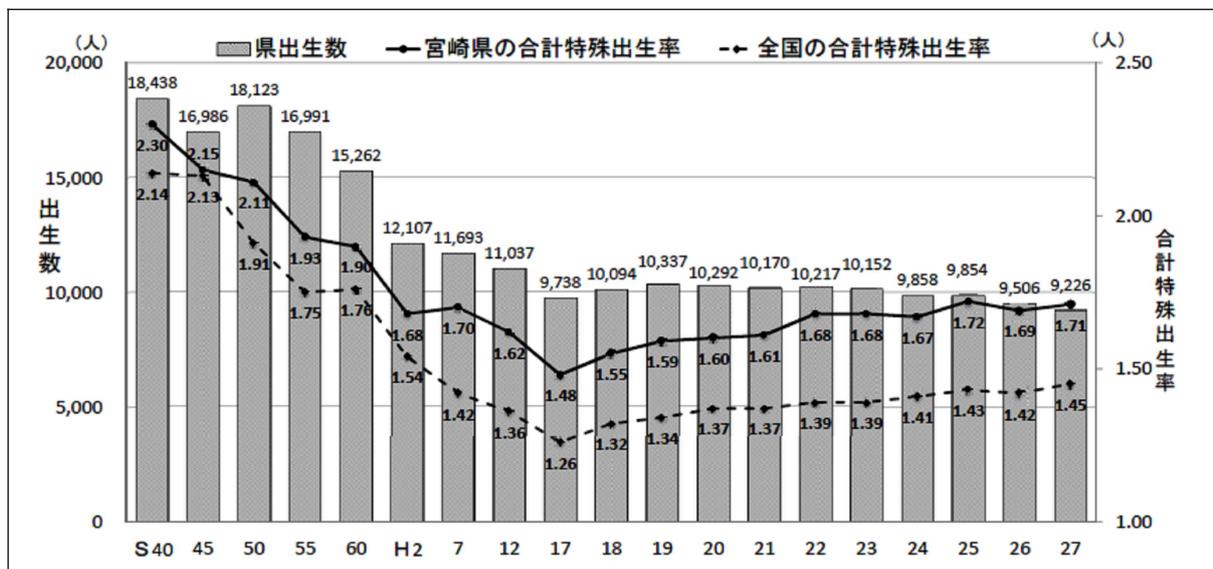
■図表1 年齢3区分別人口の推移（実数）（宮崎県）



資料：平成27年までは総務省「国勢調査」。ただし、昭和20年は「人口調査」。平成32年以降は宮崎県「宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」。

- 出生数は、平成24年以降、1万人を割り込んでいます。また、合計特殊出生率は、全国的に見て高い水準にあるものの、人口維持に必要なとされる水準（2.07）には達していません。

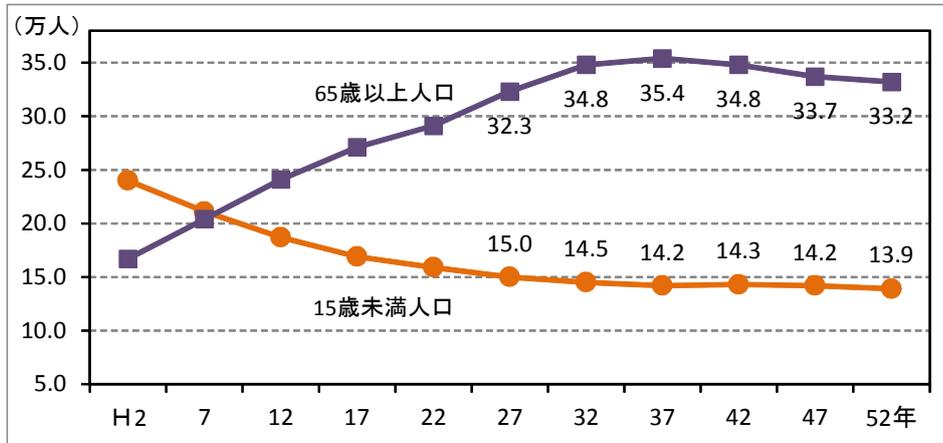
■図表2 本県の出生数と合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

- 平成8年以降は、65歳以上人口の割合が15歳未満人口の割合を上回る状況となっており、少子高齢化の進行が顕著です。

■図表3 宮崎県の15歳未満・65歳以上人口予測（宮崎県）

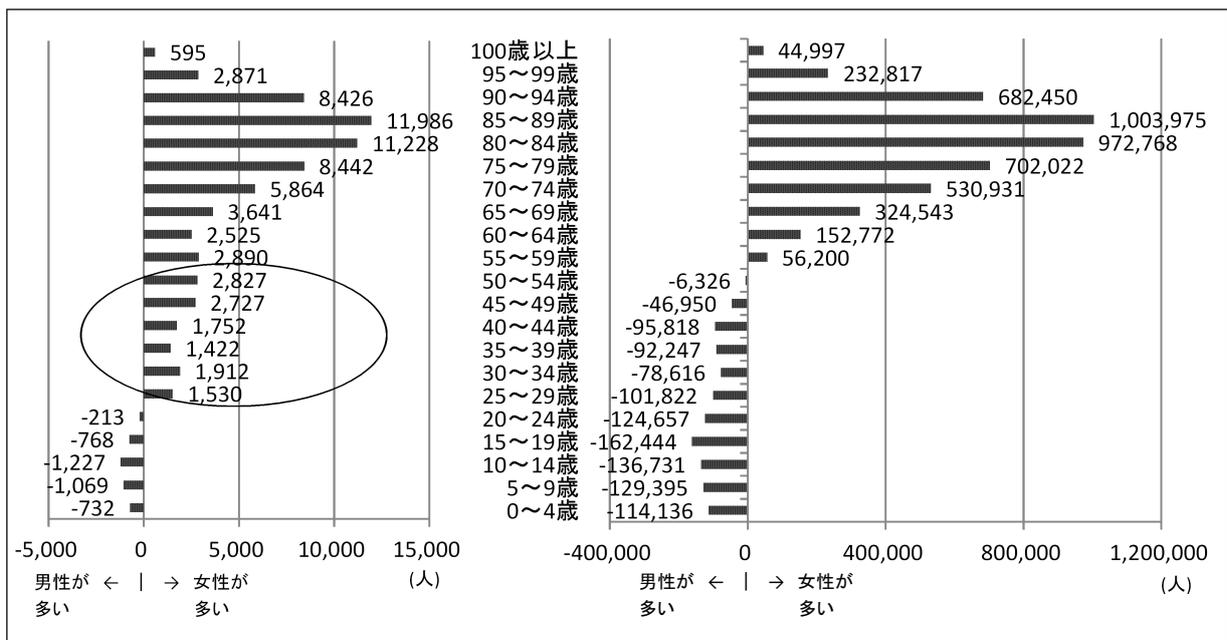


資料：平成27年までは総務省「国勢調査」。平成32年以降は宮崎県「宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」。

- 男女の人口を比較すると、25～54歳について、全国では男性の人口が女性の人口を上回っていますが、本県では女性が上回っています。
また、本県の人口性比（女性100人に対する男性の数）は88.8であり、全国と比較して女性の割合が大変多くなっています。（全国94.8）

■図表4-1 宮崎県の人口(女性-男性)

■図表4-2 全国の人口(女性-男性)



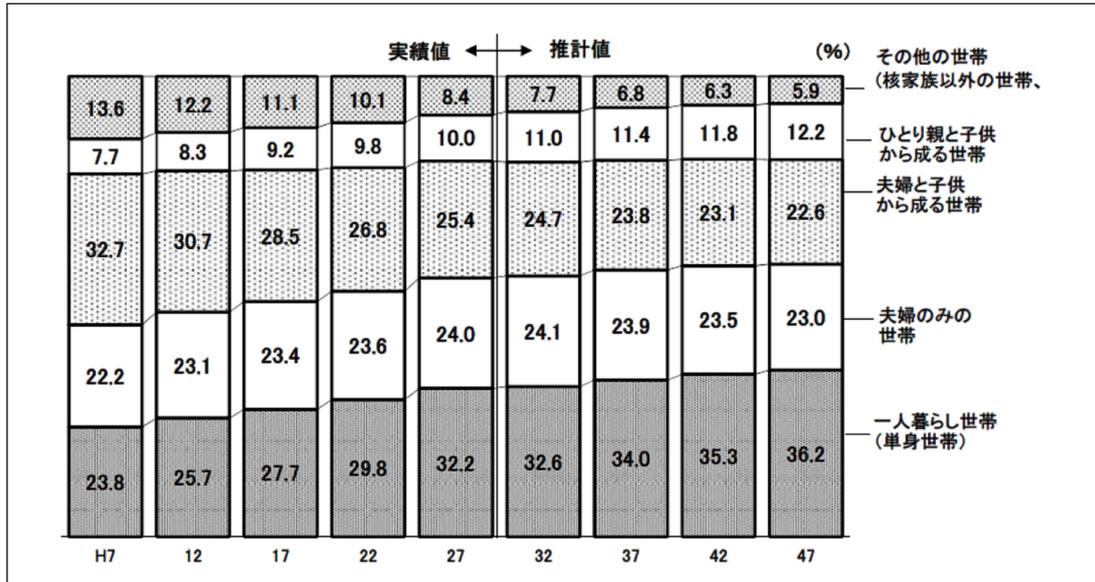
資料：総務省「平成27年国勢調査」

(2) 家族形態の変化

- 1世帯当たりの人員は減り続けており、単独世帯やひとり親世帯が増加するなど、家族形態が変化しています。

なお、ひとり親世帯の約9割が母子世帯です。

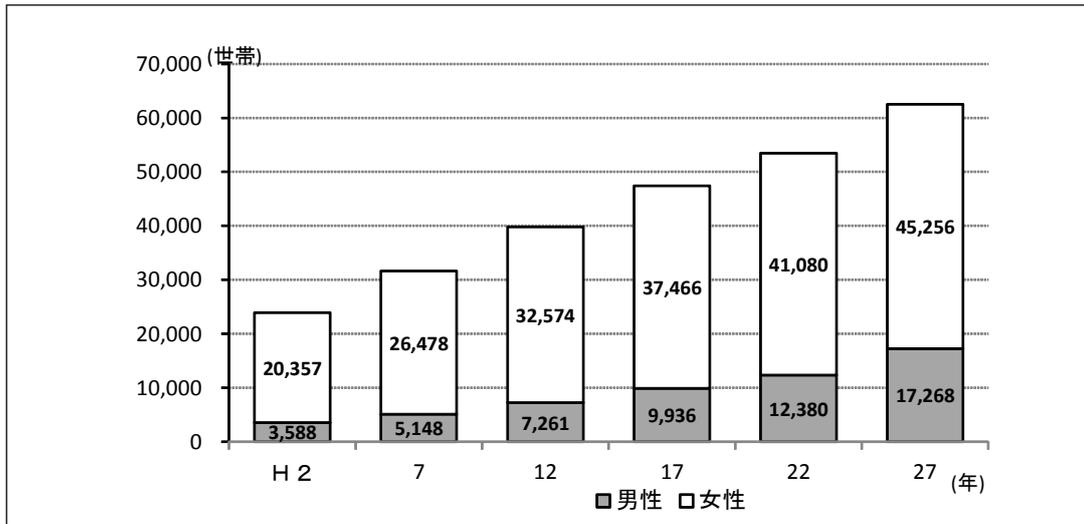
■図表5 家族類型別一般世帯割合の推移（宮崎県）



※ 各年10月1日現在の数値。平成17年以前の数値は、新分類区分による遡及集計結果による。
 ※ 家族類型の割合（「総数」を除く）については、分母に家族類型「不詳」を含まない数値で算出。
 ※ 平成22年及び27年は、世帯の家族類型「不詳」を含む。
 資料：平成27年までは総務省「国勢調査」。平成32年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」（H26.4推計）。

- 65歳以上の単身世帯が増加しており、その7割以上を女性が占めています。

■図表6 65歳以上単身世帯数（宮崎県）

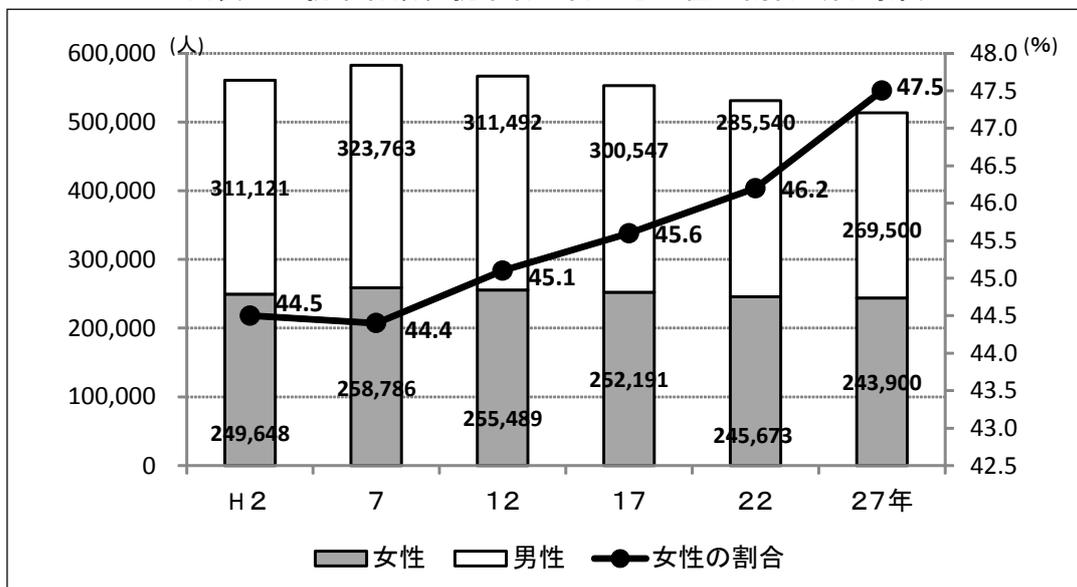


資料：総務省「国勢調査」

(3) 雇用・労働情勢

- 就業者に占める女性の割合は、増加傾向にあります。

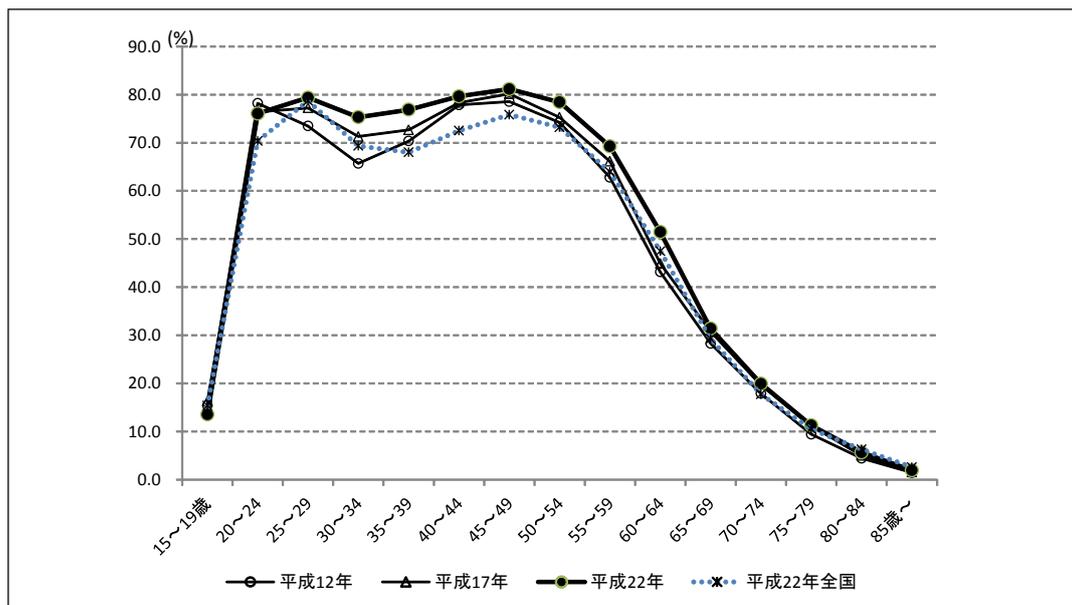
■ 図表7 就業者数、就業者に占める女性の割合（宮崎県）



資料：総務省「国勢調査」（27年の数値は、抽出速報集計結果）

- 女性の労働力率は、結婚・出産期に当たる30歳代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」を描いています。全国と比較すると、本県はM字カーブの底が浅い傾向にあります。

■ 図表8 女性の年齢階級別労働力率（宮崎県）



資料：総務省「国勢調査」

- 全国的に、女性の給与水準は男性の約7割という状況が続いており、本県においても75.7%と、男女間の賃金格差が生じています。

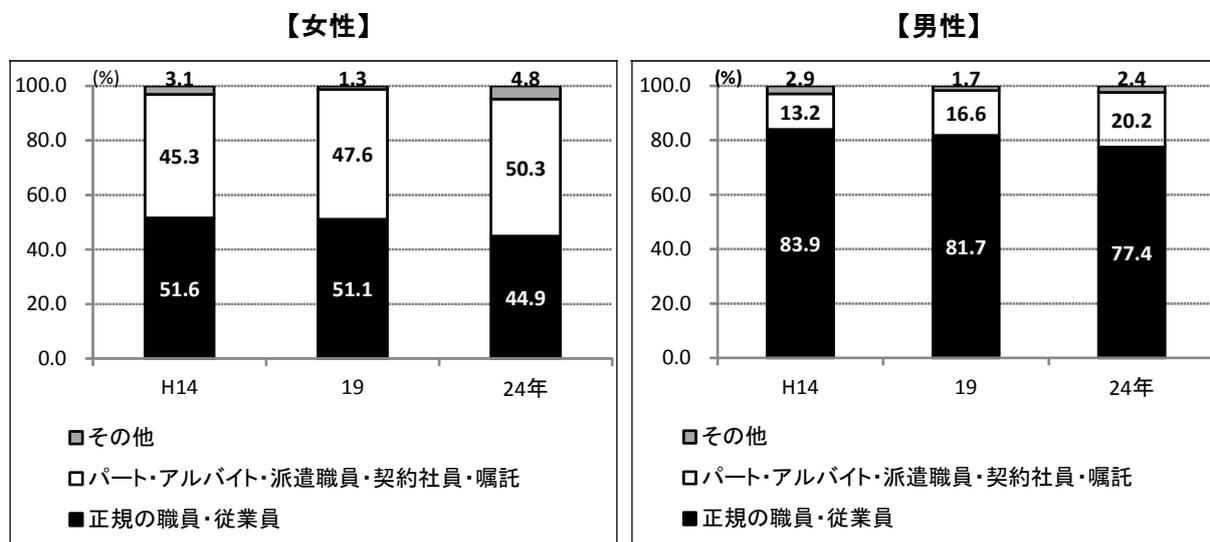
■図表9 男女の賃金（所定内給与額）の比較

	宮崎県	全 国
女性 (A)	201.4千円	242.0千円
男性 (B)	266.1千円	335.1千円
比率 (A)／(B)	75.7%	72.2%

資料：厚生労働省「平成27年賃金構造基本統計調査」

- パート、アルバイトなどの非正規労働者の割合は、男女共に増加傾向にありますが、特に女性は、非正規労働者の割合が正規労働者を大きく上回っており、男女間の格差が生じています。

■図表10 雇用者（会社などの役員を除く）の雇用形態（宮崎県）

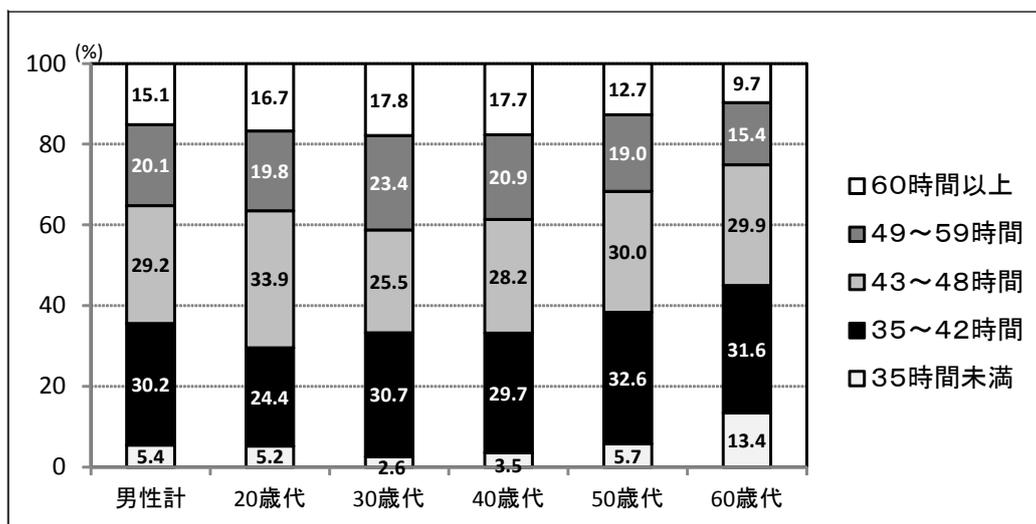


○ 1週間の就業時間が60時間以上の人の割合は、男性では15.1%、女性では4.7%であり、男性の長時間労働が大変多くなっています。

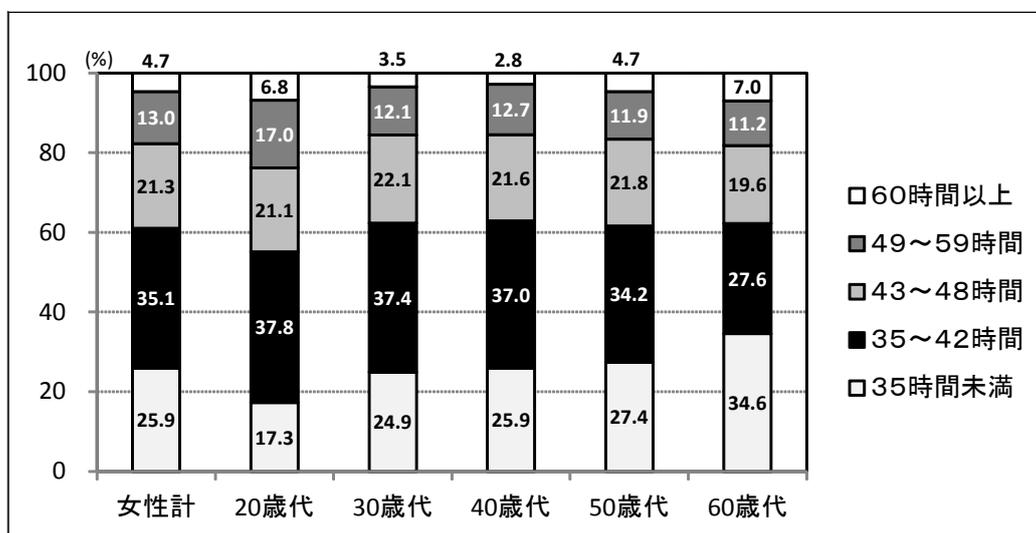
特に、男性の1週間の就業時間を年代別に見ると、30歳代、40歳代で週60時間以上働いている人が多いことが分かります。

■図表 1 1 年齢階級別 1 週間の就業時間（宮崎県）

【男性】



【女性】

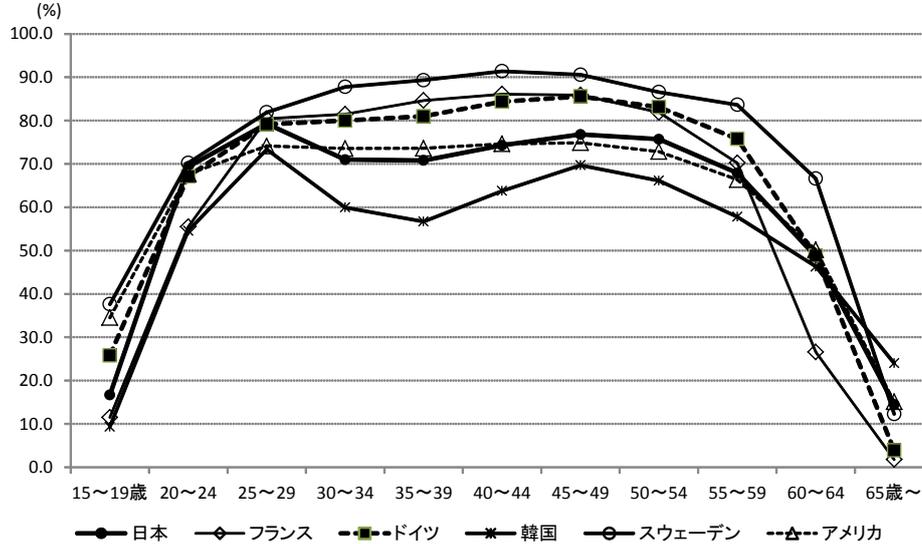


※ 年間就業日数 200 日以上の雇用者

資料：総務省「平成 24 年就業構造基本調査」

トピックス 主要国における女性の年齢階級別労働力率

諸外国の女性の年齢階級別労働力率を見ると、韓国では日本と同様にM字カーブを描いていますが、欧米諸国ではM字カーブは見られません。



※ 労働力率は、「労働力人口（就業者＋完全失業者）」／「15歳以上人口」×100

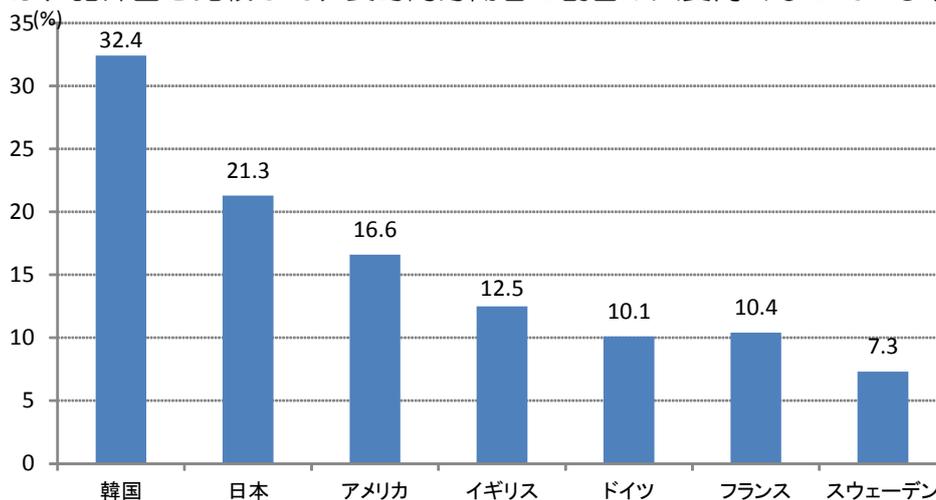
※ アメリカの15～19歳は、16～19歳の値。

資料 日本：総務省(2015.5)「労働力調査（基本集計）」

その他：OECD database 2015年11月現在

トピックス 主要国における長時間（週49時間以上）労働者の割合

日本は、諸外国と比較して、長時間労働者の割合が大変高くなっています。



※ 2014年の各国の就業者1人当たりの週労働時間を示す。

資料 日本：総務省(2015.1)「労働力調査」

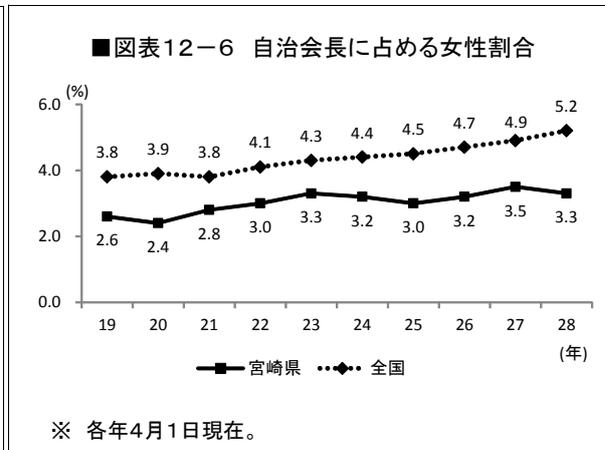
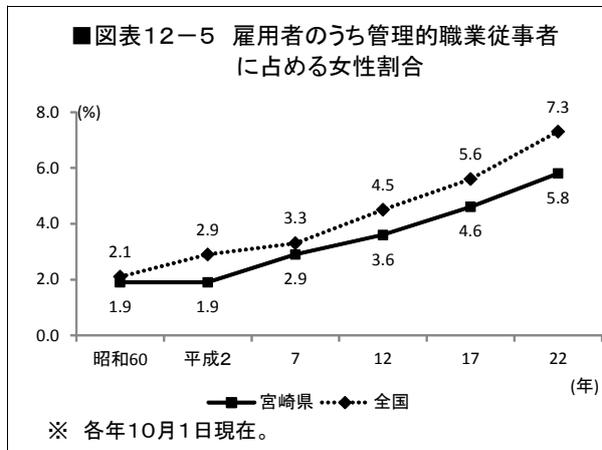
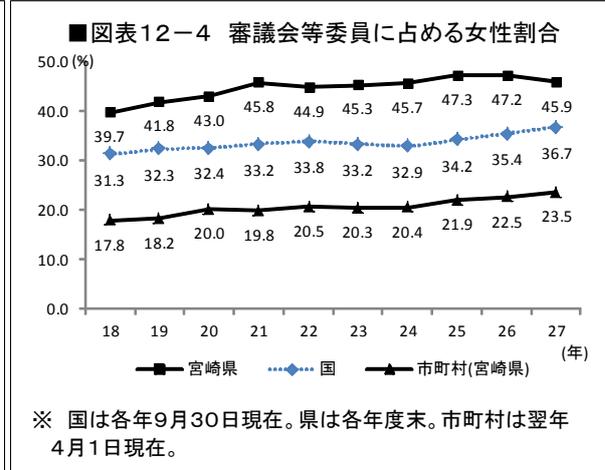
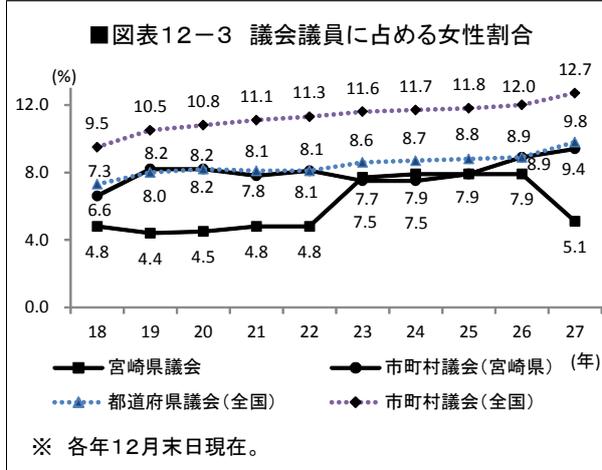
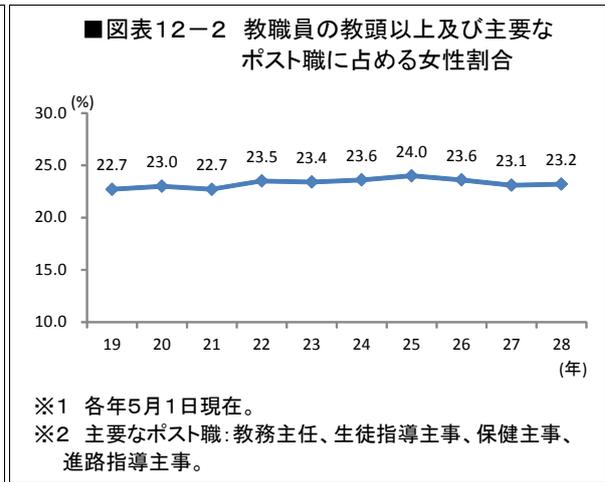
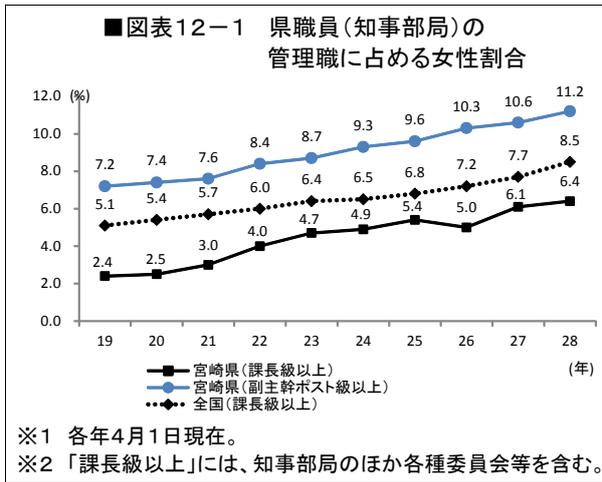
アメリカ：BLS(2015.2) Labor Force Statistics from the CPS

その他：ILO「ILOSTAT Database」

2 女性の活躍に関する状況

(1) 政策・方針決定過程への参画状況

本県においては、県の審議会等委員に占める女性割合は、近年、45%を超えて推移する状況にあります。その他の県職員の管理職、議会議員などについては、緩やかな上昇傾向にはあるものの、全国平均を下回って推移しており、女性の参画が十分に進んでいない状況にあります。



資料：図表12-5は総務省「国勢調査」。それ以外は県生活・協働・男女参画課調べ。

(2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

- 本県では、「夫婦ともに有業」の世帯は134,000世帯です。夫婦のいる世帯に占める割合は50.9%であり、全国平均を上回っています。

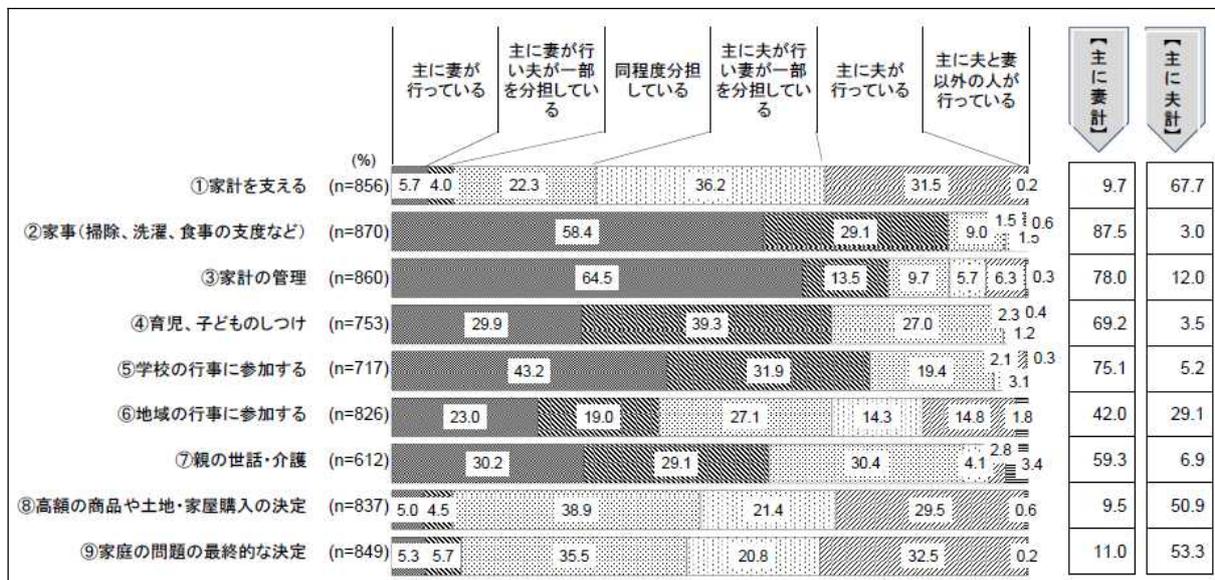
■図表 1 3 共働き世帯数（割合）

	宮崎県	全国
共働き世帯数	134,000 世帯	12,970,200 世帯
夫婦のいる世帯に占める割合	50.9 %	45.4 %

資料：厚生労働省「平成 24 年就業構造基本調査」

- 家庭生活において、「家事（掃除、洗濯、食事の支度など）」は、「主に妻が行っている」又は「主に妻が行い夫が一部分担している」と回答した人が 87.5%であり、大変高い割合を示しています。

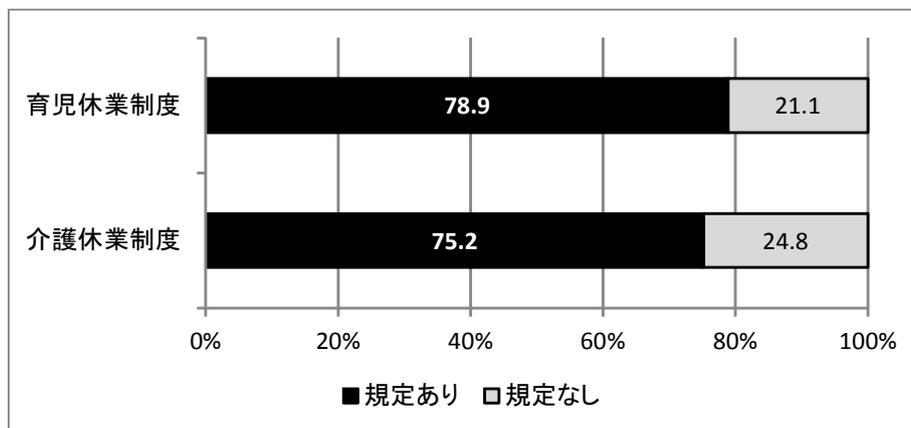
■図表 1 4 夫婦の役割分担状況（宮崎県）



資料：「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」（宮崎県 平成 27 年）

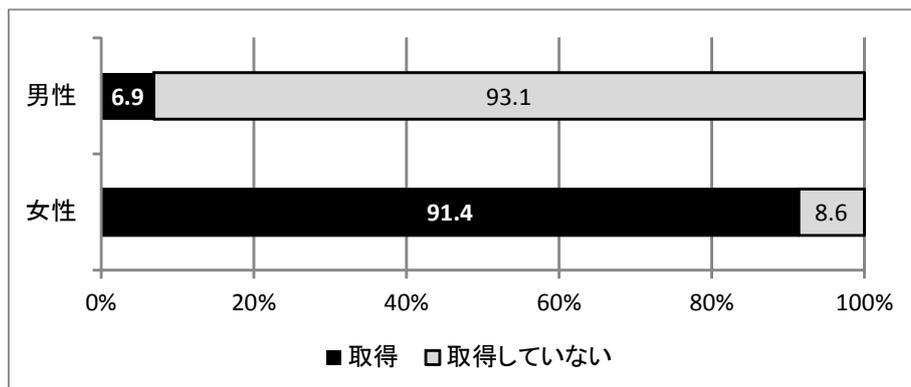
- 育児休業制度の規定がある事業所は78.9%、介護休業制度の規定がある事業所は75.2%にとどまっており、また、男性の育児休業取得率は6.9%にとどまっています。

■図表 1 5 県内事業所における育児・介護休業制度の規定の有無（宮崎県）



資料：県雇用労働政策課「平成 27 年度労働条件等実態調査」

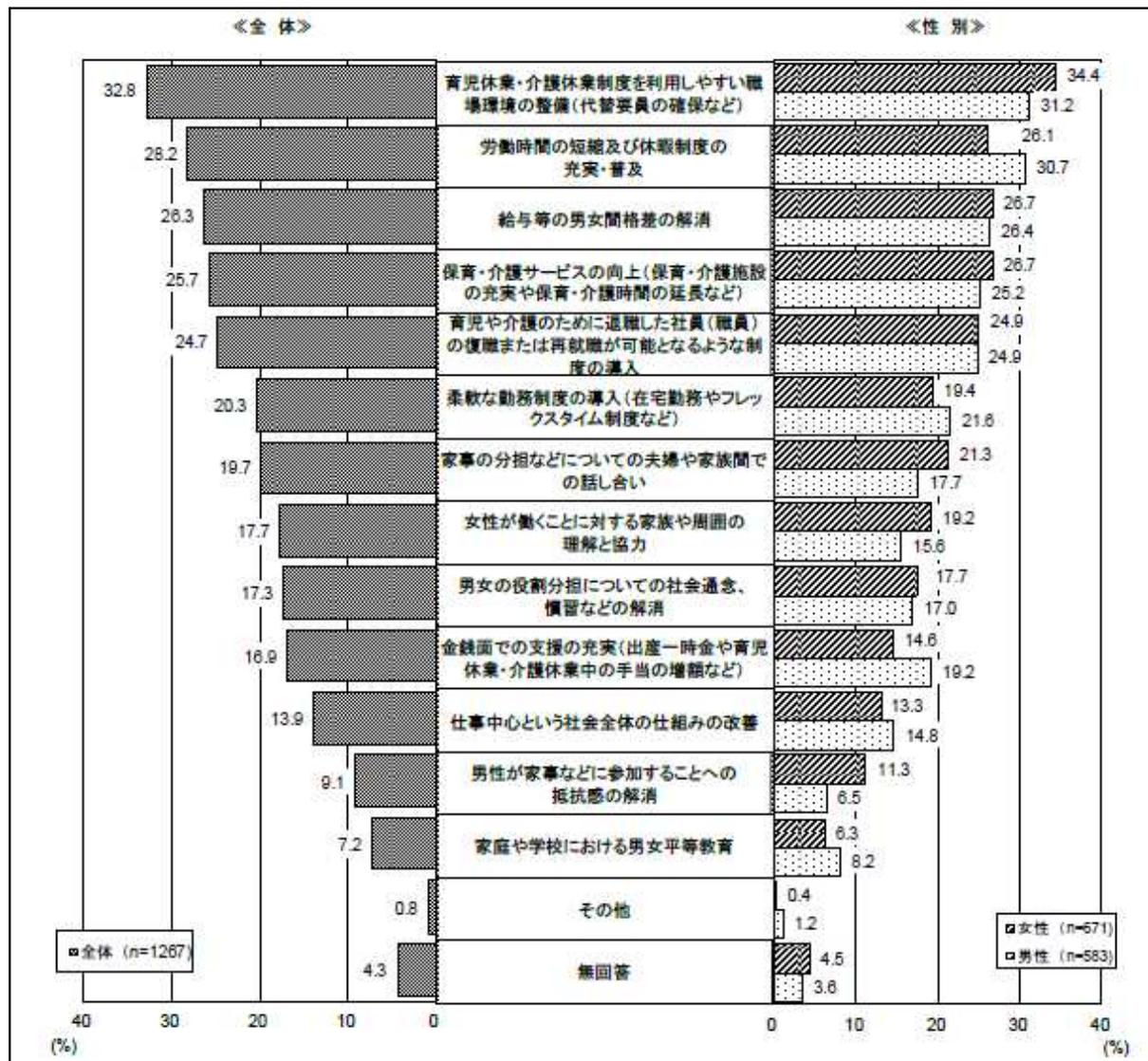
■図表 1 6 県内事業所における育児休業制度の利用状況（宮崎県）



資料：県雇用労働政策課「平成 27 年度労働条件等実態調査」

- 仕事と家庭生活や地域活動の両立を可能にするためには、「育児・介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備」が必要と考える人の割合が最も高くなっています。

■図表 17 仕事と生活の調和のために必要なこと（宮崎県）

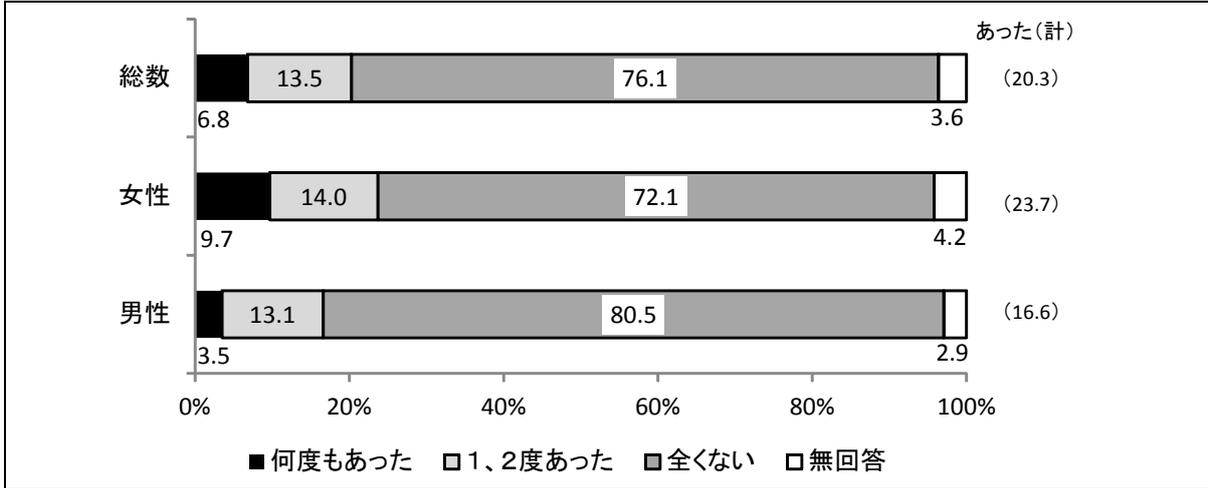


資料：「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」（宮崎県 平成 27 年）

(3) 女性に対する暴力

- 内閣府の調査によると、約5人に1人が配偶者から被害（身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要）を受けた経験があると回答しています。
特に女性は、約4人に1人が配偶者から被害を受けたことがあり、約10人に1人は何度も受けています。

■図表18 配偶者からの被害経験（全国）

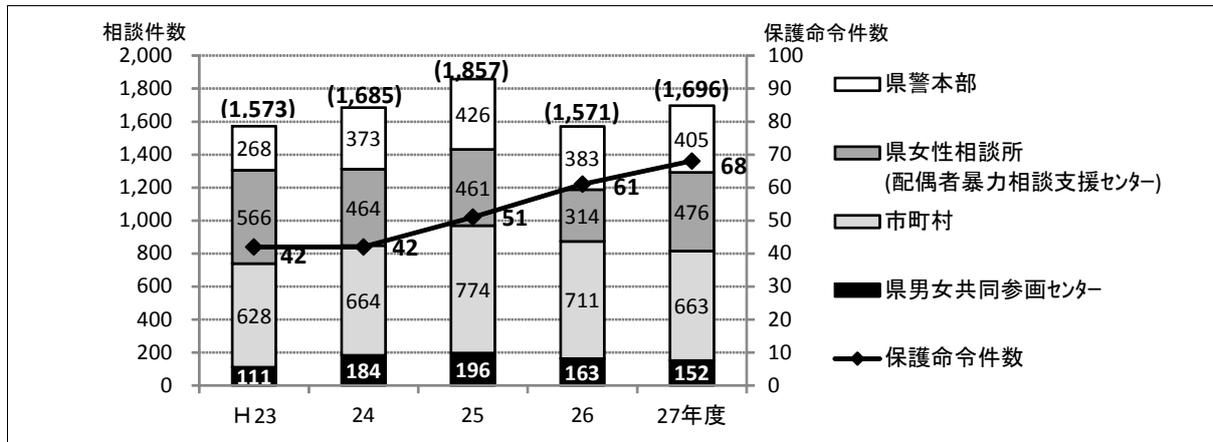


※「あった(計)」は、「何度もあった」及び「1、2度あった」の合計

資料：内閣府「平成26年度男女間における暴力に関する調査」

- 本県では、各機関における配偶者等からの暴力（DV）に係る相談件数は、毎年1,500件を上回って推移しており、保護命令件数も増加傾向にあります。

■図表19 各機関におけるDV相談件数と裁判所の保護命令件数（宮崎県）



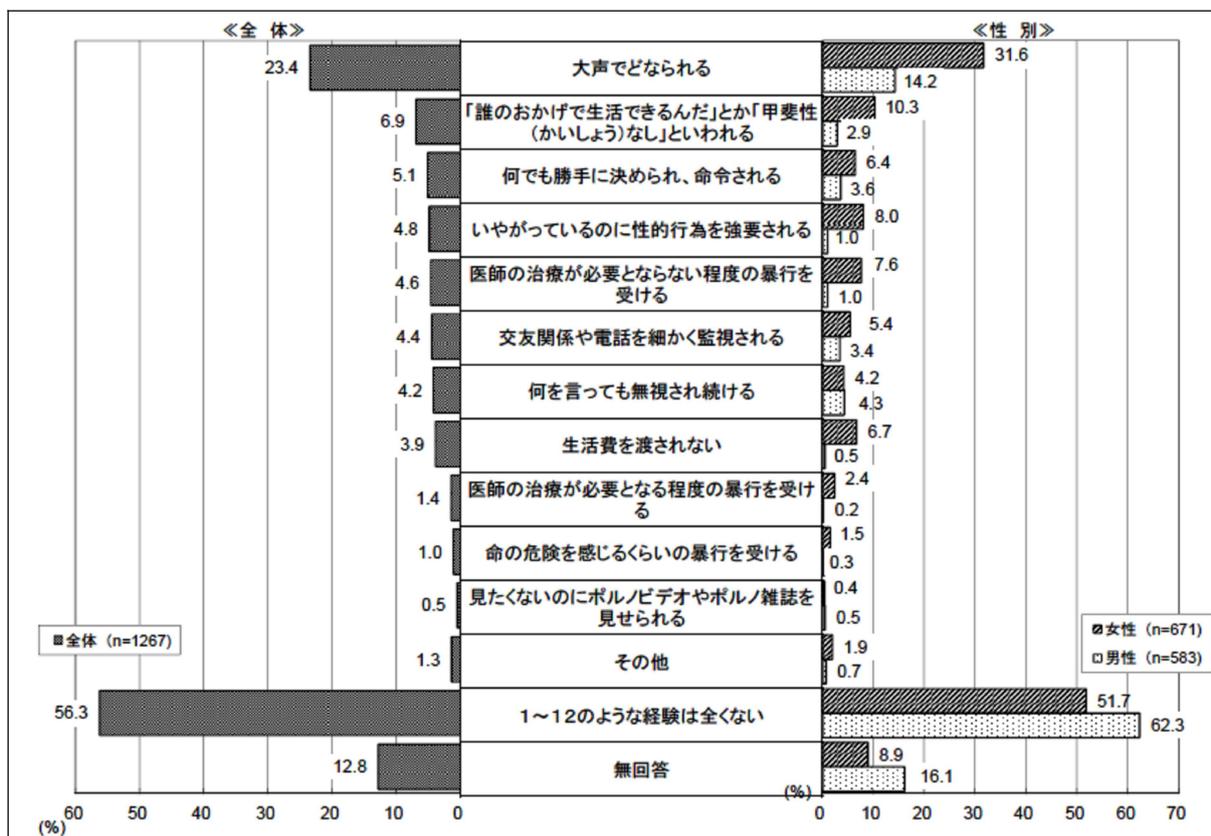
※ 保護命令件数は宮崎地方裁判所管内で発令された件数。各年。

※ 県男女共同参画センターの相談には、デートDVを含む。

資料：県生活・協働・男女参画課調べ

- 女性の約4割、男性の約2割が、夫・妻・恋人から暴力を受けた経験があると回答しており、女性では「大声でどなられる」「『誰のおかげで生活できるんだ』とか『甲斐性なし』といわれる」「いやがっているのに性的行為を強要される」が多く、男性では、「大声でどなられる」「何を言っても無視され続ける」が多くなっています。

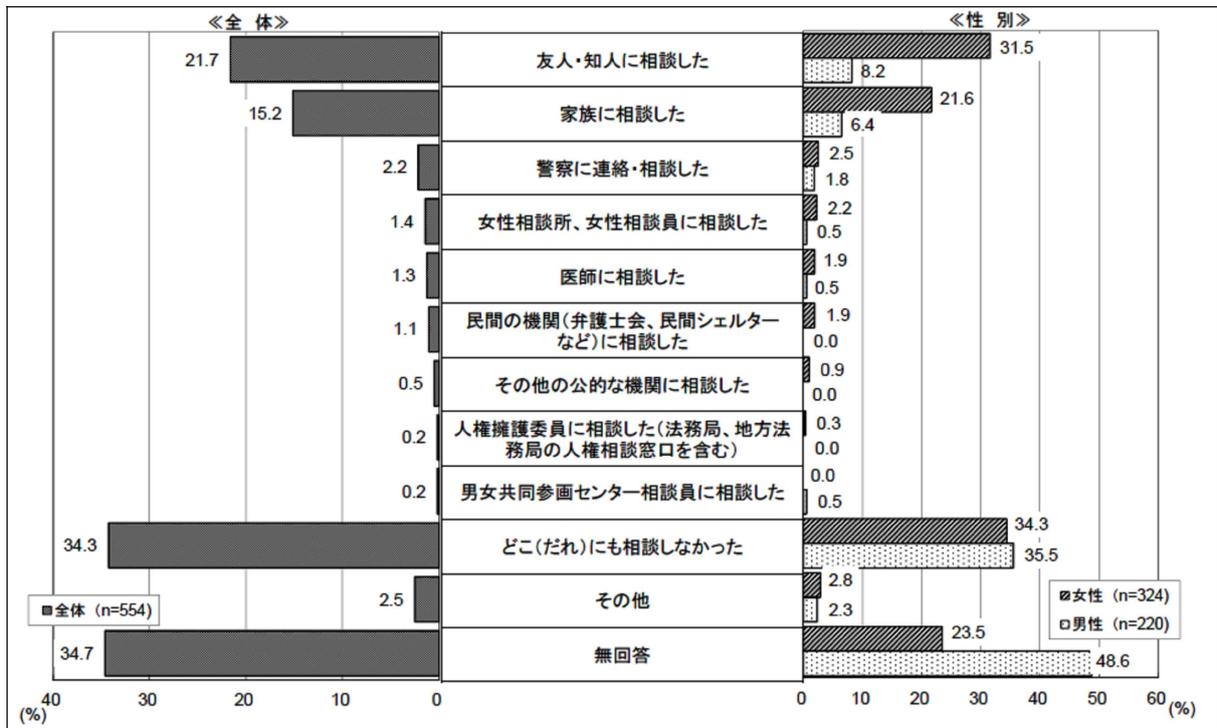
■図表20 配偶者等から暴力を受けた経験の有無



資料：「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」（宮崎県 平成27年）

- 配偶者等から暴力を受けたとき、「どこ（だれ）にも相談しなかった」人が3割を超えています。

■図表 2 1 配偶者等から暴力を受けたときの相談先（宮崎県）



資料：「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」（宮崎県 平成 27 年）

3 男女共同参画に関する県民意識

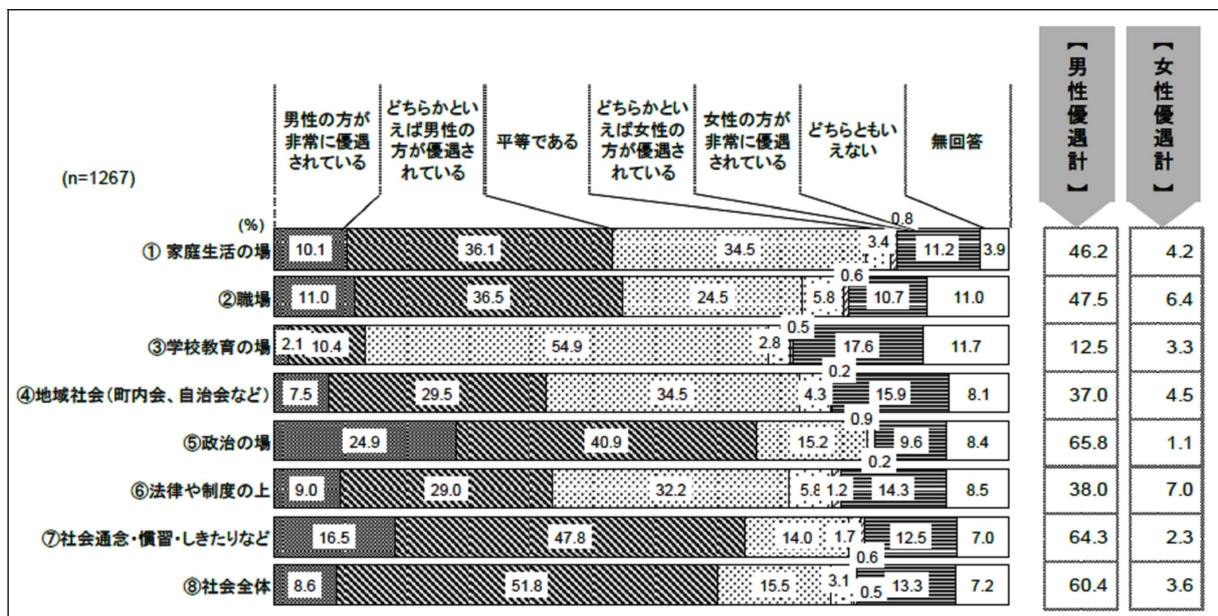
～男女共同参画社会づくりのための県民意識調査（平成27年度）結果から～

(1) 男女の平等感

○ 男女は平等になっていると思うかどうかについて、男性優遇感を持つ人（「男性の方が非常に優遇されている」及び「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計）が、「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」「社会全体」においては6割を超えています。

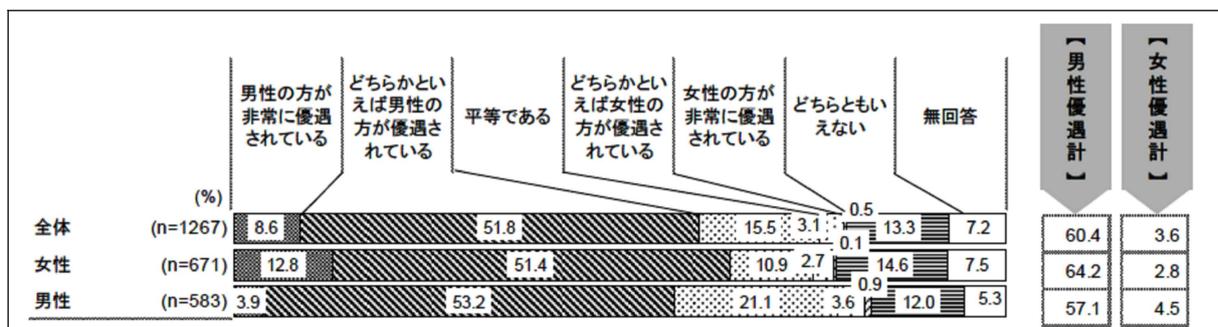
一方、「学校教育の場」においては、「平等」であると感じる人が半数を超えています。

■図表22 男女の平等感（各場面）



○ 「⑧社会全体」について、男女別に見ると、男性優遇感を持つ人の割合は、男性よりも女性の方が多くなっています。

■図表23 男女の平等感（社会全体・男女別）

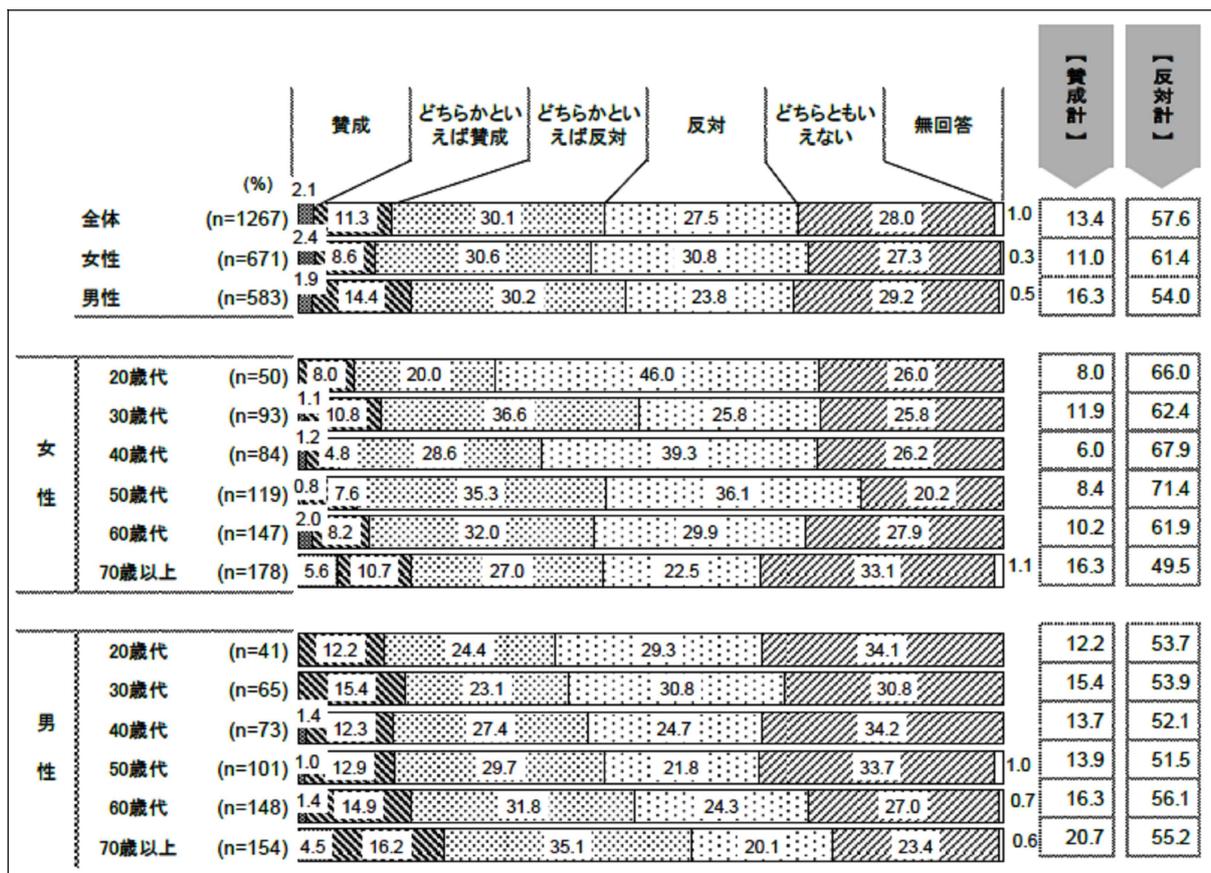


(2) 固定的性別役割分担意識

○ 「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という性別によって役割を固定する（決めつける）考え方について、「賛成」（「賛成」及び「どちらかといえば賛成」の合計）と回答とした人は13.4%、「反対」（「反対」及び「どちらかといえば反対」の合計）が57.6%であり、「反対」が「賛成」を上回っています。

性別、年齢別で見ると、「賛成」と回答した人の割合は、女性より男性の方が多く、また、60歳代、70歳以上が多い傾向にあります。

■図表 2 4 男女の役割分担意識についての考え方（性別・年齢別）



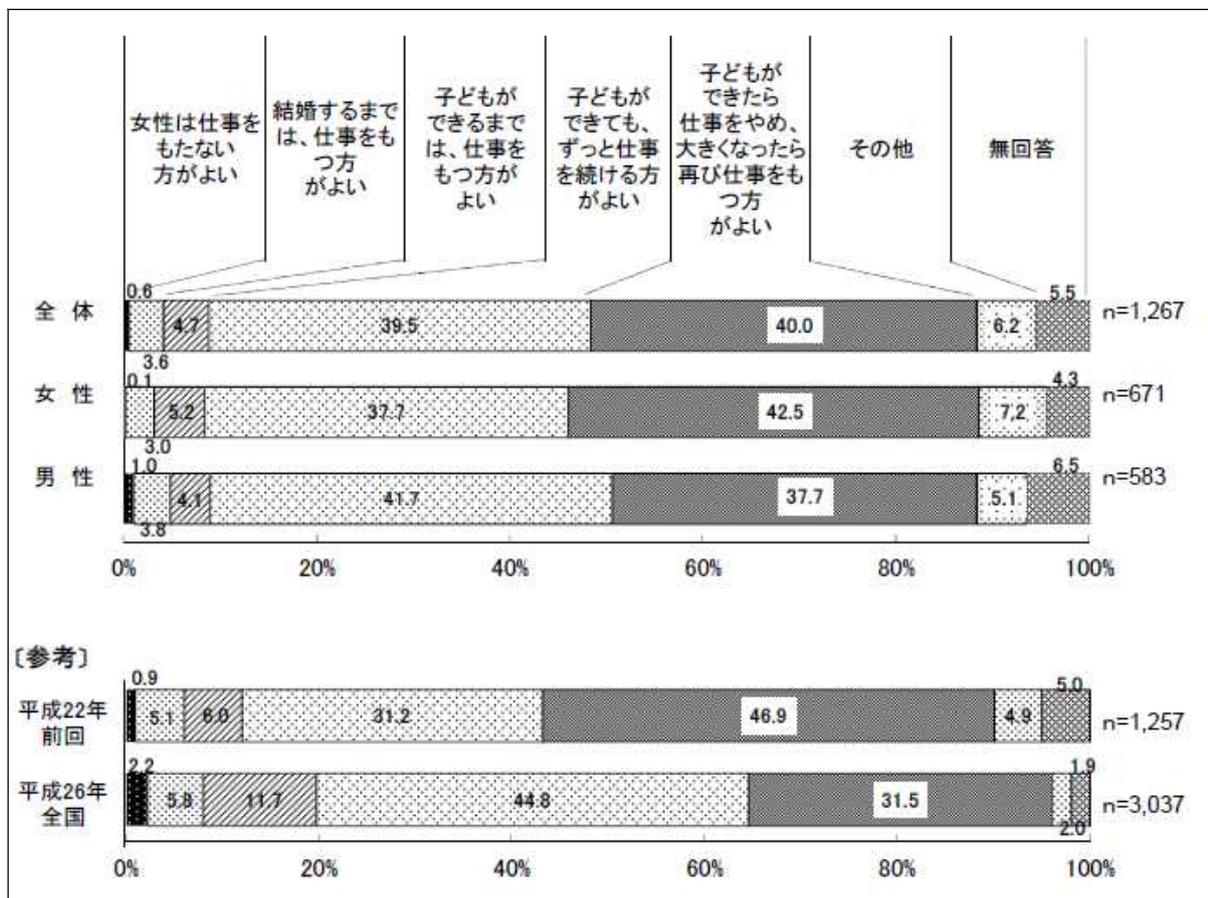
(3) 女性の就業についての意識

○ 女性の働き方として、「中断再就職型（子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい）」を支持する人が最も多く、次いで「就業継続型（子どもができてもしっかりと仕事を続ける方がよい）」となっており、ほぼ同じ割合となっています。

前回調査（平成22年）と比較すると、「就業継続型」が増加し、「中断再就職型」が減少しています。

また、全国と比較すると、本県では「中断再就職型」を支持する人の割合が高くなっています。

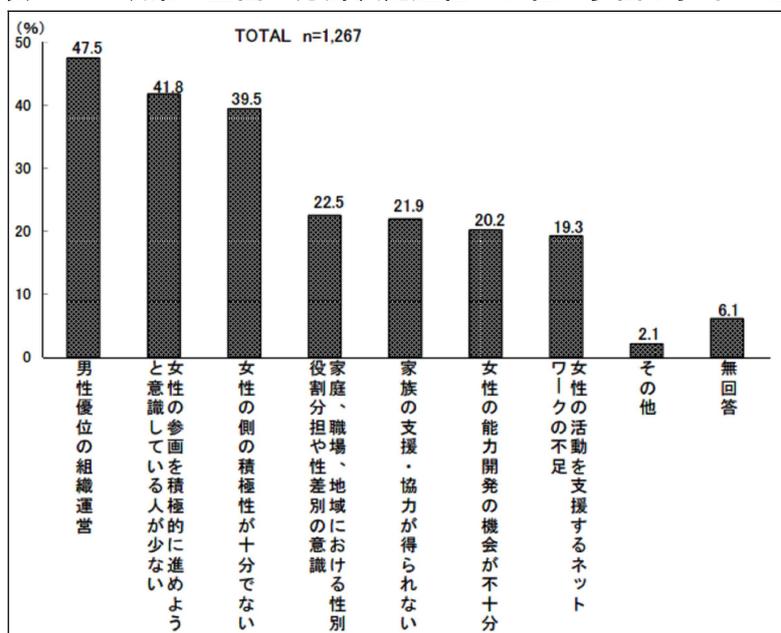
■図表 25 女性の就業についての意識



(4) 政策の企画・方針決定に関する意識

- 政策の企画や方針決定の過程に女性の参画が少ない理由は、「男性優位の組織運営」と回答した人が最も多く、以下、「女性の参画を積極的に進めよう」と意識している人が少ない」「女性の側の積極性が十分でない」の順となっています。

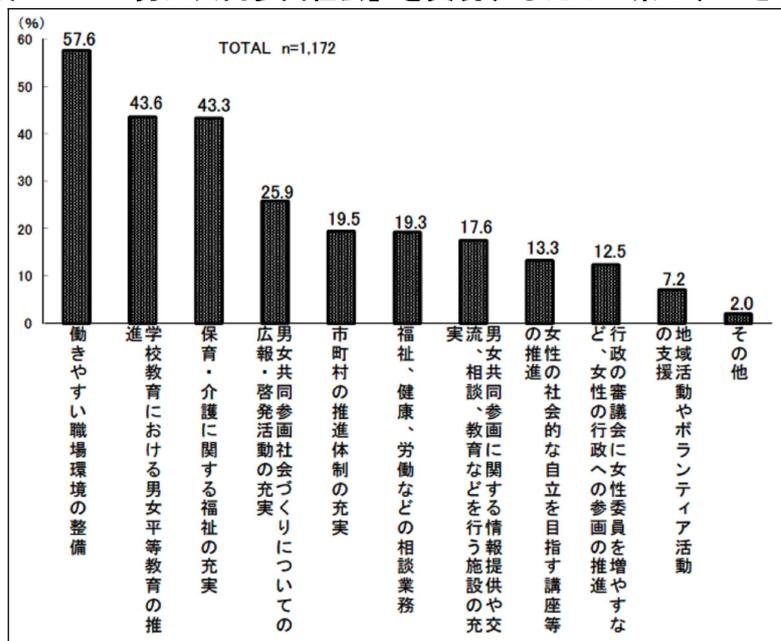
■図表 2 6 政策の企画・方針決定過程に女性の参画が少ない理由



(5) 「男女共同参画社会」を実現するために県がすべきこと

- 男女共同参画社会を実現するために県がすべきこととしては、「働きやすい職場環境の整備」を望む人の割合が最も高く、6割弱となっています。
また、「学校教育における男女平等教育の推進」、「保育・介護に関する福祉の充実」を望む人も4割を超えています。

■図表 2 7 「男女共同参画社会」を実現するために県がすべきこと



4 男女共同参画をめぐる最近の動き

～第2次みやざき男女共同参画プラン策定後～

1 国の動き

(1) 「第4次男女共同参画基本計画」の策定

男女共同参画基本法に基づき、総合的かつ長期的に講ずべき施策の大綱として、「第4次男女共同参画基本計画」が平成27年12月に閣議決定されました。この計画では、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方を前提とする労働慣行等を変革することや、女性活躍推進法の着実な施行により女性の採用・登用推進のための取組や将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組を進めることなどが強調されています。

(2) 女性活躍に係る動き

① 「日本再興戦略」の策定

平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、女性の活躍促進が「成長戦略の中核」と位置付けられ、女性が活躍できる環境整備を推進することとされました。また、平成26年6月に閣議決定された「「日本再興戦略」改訂2014」には、民間事業者及び国・地方公共団体が女性の活躍推進に向けて果たすべき役割を定める新たな法的枠組みの構築を検討することが盛り込まれました。

② 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の制定

自らの意思によって働き又は働こうとする全ての女性の活躍を迅速かつ重点的に推進し、その結果として男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会を実現することを目的として、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が平成27年9月に公布・一部施行されました。（平成28年4月全面施行）

この法律では、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付けています。（常時雇用する労働者数が300人以下の民間事業者については努力義務）

(3) 関係法の成立・改正

① 子ども・子育て支援法及び関連法の成立

幼児教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て支援法及び関連法が平成24年8月に成立し、これに基づく新たな子ども・子育て支援制度が、平成27年4月に施行されました。

② 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の改正

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（以下「ストーカー規制法」という。）が改正され（平成25年10月施行）、女性相談所等は、ストーカー行為などの被害者に対する支援等に努めなければならないことが明記されました。

さらに、平成28年の改正では、SNSやブログにメッセージを送ったり書き込んだりし続ける行為等が規制対象に追加されました。（平成29年1月施行）

③ 「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正

配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が改正され、平成26年1月に施行されました。

これにより、これまでの配偶者からの暴力及びその被害者に加えて、同居する交際相手からの暴力及びその被害者も法の適用対象となりました。

2 本県の動き

(1) 「みやざき女性の活躍推進会議」の設立

企業、関係団体、行政が一体となって、女性が多様な働き方を実現できる環境づくりを進め、女性はもちろん男性もいきいきと働き、活躍する活力ある宮崎を実現するため、平成27年10月、「みやざき女性の活躍推進会議」が設立されました。当会議では、研修会の開催や情報発信などを行っています。

なお、県では、当会議を女性活躍推進法第23条第1項に基づき、県内における女性活躍推進に関する情報共有や協議を行う「協議会」として位置付けました。

(2) 「DV対策宮崎県基本計画」の改定

DV防止法の改正内容や国の基本的な方針、ストーカー規制法の改正内容を踏まえ、「DV対策宮崎県基本計画」を改定しました。

平成26年3月改定（計画期間 26年度から30年度までの5年間）

(3) 「みやざき子ども・子育て応援プラン」の策定

「子ども・子育て支援新制度」の実施主体である市町村を支援し、広域性と専門性を有する立場から、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を踏まえて、平成27年3月、「みやざき子ども・子育て応援プラン」を策定しました。

平成27年3月策定（計画期間 27年度から31年度までの5年間）

(4) 「宮崎県子どもの貧困対策推進計画」の策定

本県の子どもの貧困対策を総合的に推進するため、平成28年3月、「宮崎県子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

平成28年3月策定（計画期間 28年度から31年度までの4年間）

トピックス 政治・経済活動等への女性の参画指数の国際比較

GGI値（ジェンダー指数、Gender Gap Index）とは、世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしているもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出されています。0が完全不平等、1が完全平等を意味しています。

2016年版の報告書によると、日本は144か国中111位であり、世界に遅れをとっています。

順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.874
2	フィンランド	0.845
3	ノルウェー	0.842
4	スウェーデン	0.815
5	ルワンダ	0.800
6	アイルランド	0.797
7	フィリピン	0.786
8	スロベニア	0.786
9	ニュージーランド	0.781
10	ニカラグア	0.780
11	スイス	0.776
12	ブルンジ	0.768
13	ドイツ	0.766
14	ナミビア	0.765
15	南アフリカ	0.764
16	オランダ	0.756
17	フランス	0.755
18	ラトビア	0.755
19	デンマーク	0.754
20	イギリス	0.752

111	日本	0.660
-----	----	-------

※ 順位は、144か国中の順位。

資料 世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2016」